

議案第 号

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

本議案を、地方自治法第百九条第六項及び福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十六年三月 日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

議会運営委員会 委員長

高 木 克 尚

(別紙)

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例

福島市議会委員会条例(昭和四十二年条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第十九条の見出しを「(委員会の公開)」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会の会議は、公開する。

第十九条に次の一項を加える。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第二十二條第一項中「委員会が、」を「委員会が」に改め、同條第二項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第二十九條第三項中「第二十六條(公述人の発言)、第二十七條(委員と公述人の質疑)及び第二十八條(代理人又は文書による意見の陳述)」を「前二條」に改める。

第三十一條を第三十二條とし、第三十條を第三十一條とし、第二十九條の次に次の一條を加える。

(意見交換会)

- 第三十條 委員会は、市の事務に関する調査又は審査のため必要があるときは、市民との意見交換会を開き、その意見を聴くことができる。
- 2 委員会が意見交換会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。
- 3 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
- 4 意見交換会に参加する市民については、第二十六條の規定を準用する。
- 5 意見交換会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

委員会の会議を公開すること及び意見交換会を開くことができるよう、所要の改正を行うものである。